

# 福島さくら農業協同組合 一般事業主行動計画

【女性活躍推進法・次世代育成支援法一体型】

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を整備することによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする

男性職員：計画期間内に2名以上取得すること

女性職員：取得率を95%以上とすること

〈対策〉

- 令和4年度中 男女を問わず育児休業を取得できることを周知するためのリーフレットを作成し配布する
- 令和4年度以降 管理職を対象とした定期的な研修を実施する  
育児休業中の職員で希望する者を対象とした職場復帰のための研修会を実施する

目標2 計画期間内に職員全員の所定外労働時間削減のための措置を実施する

〈対策〉

- 令和4年度中 部署ごとの時間外労働の実態を把握する
- 令和6年度中 勤怠管理システムを導入しリアルタイムで所定外労働時間が把握できるようにする

目標3 計画期間中に管理職に占める女性の割合を20%以上にする

〈対策〉

- 令和4年度中 女性の管理職登用計画を作成する
- 令和5年度中 課長補佐以下の女性職員に対して管理職登用に関する意向調査を実施する  
管理職への昇格意識の高い職員に対し管理職養成研修を行う
- 令和7年度末 定期異動の際に女性管理職候補者の昇格を目指す